

# 健全化判断比率及び資金不足比率について

## 1 財政健全化法の概要（※本市の場合は、別図イメージ図のようになります。）

### (1) 健全化判断比率等の公表

財政健全化法(正式には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」といいます。)が平成20年4月から施行され、平成19年度決算から、「健全化判断比率」と「各公営企業ごとの資金不足比率」を監査委員の意見を付した上で市議会に報告するとともに市民の皆さんに公表することが義務付けられました。

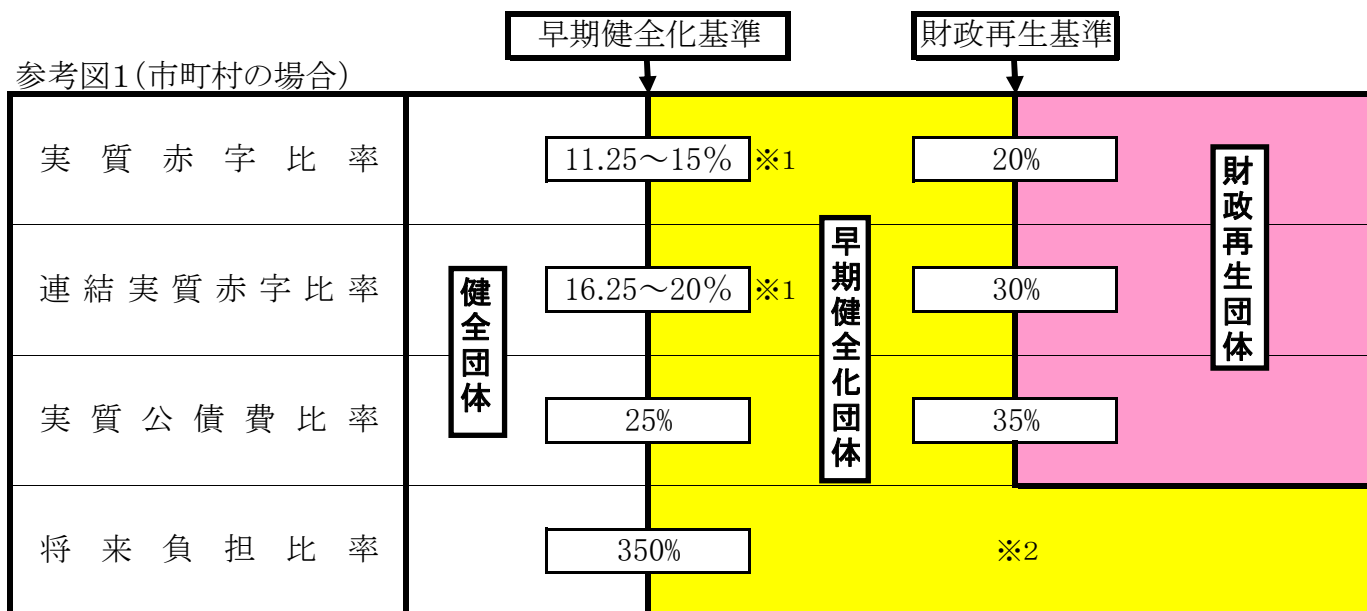
### (2) 財政の早期健全化と財政の再生

地方公共団体の財政状況が、健全化判断比率により「健全段階」、「早期健全化段階」、「財政再生段階」の3つの段階に区分されます。

「早期健全化段階」になると、「財政健全化計画」を策定(議会議決)し、自主的な改善努力による財政の健全化を図らなければならない「早期健全化団体」となります。

「財政再生段階」になると、「財政再生計画」を策定(議会議決)し、国等の関与のもと確実な再生に取り組むことになります。市債の発行が制限され、また公共料金の増額や住民サービスの見直しなどをせざるを得なくなる「財政再生団体」となります。

各指標の基準は、参考図1のとおりで、指標のいずれかが早期健全化基準を超えると「早期健全化団体」、将来負担比率を除く各指標のいずれかが財政再生基準を超えると「財政再生団体」となります。



※1 実質赤字比率と連結実質赤字比率の「早期健全化基準」は、市町村の財政規模に応じて異なります。

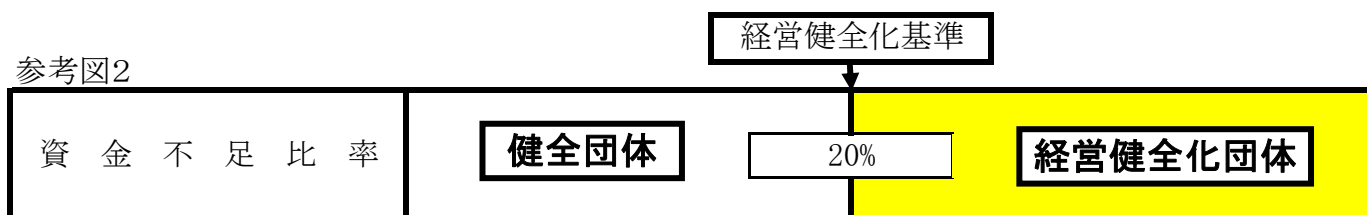
※2 将来負担比率に「財政再生基準」は設定されていません。

### (3) 公営企業の経営の健全化

地方公共団体の公営企業の経営状況が、資金不足比率により「健全段階」と「経営健全化段階」の2つの段階に区分されます。

「経営健全化段階」になると、「経営健全化計画」を策定(議会議決)し、自主的な改善努力による経営の健全化を図らなければならない「経営健全化団体」となります。

この基準は、参考図2のとおりで、経営健全化基準を超えると「経営健全化団体」となります。



# 別図(健全化判断比率と資金不足比率のイメージ図)

## ④ 将来負担比率

(一部事務組合や土地開発公社なども含め境港市が将来負担すべき債務が、標準財政規模に占める割合)

### ③ 実質公債費比率

(一部事務組合なども含め境港市が負担する公債費が、標準財政規模に占める割合)

#### ② 連結実質赤字比率

(境港市の全会計の実質収支の合計が赤字の場合、その額が標準財政規模に占める割合)

##### ① 実質赤字比率

(境港市の一般会計等の実質収支が赤字の場合、その額が標準財政規模に占める割合)

###### 一般会計等(普通会計)

一般会計

特別会計(公営事業会計を除く。)

※ 境港市では高齢者住宅整備資金貸付事業費特別会計のみ該当

###### 公営事業会計

特別会計(公営企業会計を除く事業会計)

※ 境港市では、国民健康保険費、駐車場費、介護保険費及び後期高齢者医療費の4特別会計が該当

特別会計(公営企業会計)

※ 境港市では、下水道事業費、土地区画整理費、市場事業費の3特別会計が該当

資金不足比率の算定

###### 一部事務組合等

一部事務組合・広域連合

※ 鳥取県西部広域行政管理組合、玉井斎場管理組合などが該当

地方独立行政法人

※ 境港市は該当ありません。

地方三公社

※ 境港市土地開発公社が該当

第三者タテ

※ 中小企業などへ信用保証協会が保証して金融機関が融資(制度融資)したの際、信用保証協会への損失補償が対象